

山口県報

平成20年
10月21日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………七

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)……………九

公告

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)……………九

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………一〇

公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………一〇

山口県告示第四百九十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月二十一日から同年十一月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所 在 地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手 日	工 事 完 成 日	使 用 開 始 日
四七一口	($\frac{m^3}{時}$) _{二・六}	平成二〇、一	平成二〇、三〇	平成二〇、一〇
"	($\frac{m^3}{時}$) _五	平成二〇、一	平成二〇、二五	平成二〇、二六
"	"	平成二〇、一	平成二〇、三〇	平成二〇、一〇
"	($\frac{m^3}{時}$) _三	"	"	"
"	($\frac{m^3}{時}$) _二	平成二〇、一	平成二〇、二五	平成二〇、二六
四七八(四基)	($\frac{m^3}{時}$) _{二〇}	平成二〇、一	平成二〇、三〇	平成二〇、一〇
四七八(二基)	"	"	"	"
四七八	($\frac{m^3}{時}$) _一	平成二〇、一	平成二〇、二五	平成二〇、二六
四七一ホ	($\frac{m^3}{分}$) _{五六}	"	"	"
"	($\frac{m^3}{分}$) _{四〇}	"	"	"
"	($\frac{m^3}{分}$) _{二〇}	"	"	"

一

種 類	汚 水		水 等		汚 染 物		状 態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
四七一口	三	四	一〇、五〇〇	一五、七五〇	五〇〇	六〇〇	二、一三〇〇	三、四五〇	二二五	一九〇	二〇	二四
"	"	"	五〇	八〇	—	—	一五〇	—	—	—	一〇	二二
"	六	八	五〇〇	七五〇	"	"	四〇〇	六〇〇	八	二二	五	六
"	"	"	六五〇	九八〇	検出せず	検出せず	"	"	五	八	三	四
"	七	八	五〇	八〇	—	—	一〇〇	一五〇	八	二二	五・四	六
四七—八 (四基)	三・五	四	一、一〇〇	一、六五〇	検出せず	検出せず	五〇	八〇	九一	一四〇	三三〇	三八〇
四七—八 (二基)	四	"	三、〇〇〇	四、五〇〇	"	"	一、四〇〇	二、一〇〇	一五	二〇	七〇	八〇
四七—八	七	八	一、五〇〇	二、二五〇	一〇	二〇	一五〇	二三〇	二〇	三〇	一〇	二二
四七—ホ	"	"	四〇	六〇	—	—	二五〇	三八〇	—	一・五	五〇	六〇
"	"	"	二〇	三〇	"	"	五〇	八〇	〇・五	〇・八	"	"
"	"	"	"	"	"	"	二五〇	三八〇	"	"	"	"
"	"	"	一〇	二〇	"	"	五〇	八〇	"	"	一〇	二二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「四七一口」、「四七—八」及び「四七—ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。

"	(m ³ /時)	"	"	"	"	"
---	---------------------	---	---	---	---	---

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

最終沈殿処理施設	循環水生物処理施設	発酵洗液生物処理施設	脱リン処理施設	種類
〃	〃	〃	コンクリート製	構造
〃	〃	〃	〃	能 (m ³ /日) 力
〃	〃	〃	〃	処理の方式
〃	〃	〃	〃	使用時間間隔
〃	〃	〃	〃	の一日当たりの使用時間
〃	〃	〃	〃	概季節的変動の要
〃	〃	〃	〃	工事着手予定 年月日
〃	〃	〃	〃	工事完成予定 年月日
〃	〃	〃	〃	使用開始予定 年月日

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	最大	通常	
脱リン処理施設	七・五	〃	〃	〃	〃
	五	三	〃	〃	〃
発酵洗液生物処理施設	六	七	〃	〃	〃
	七	七	〃	〃	〃
循環水生物処理施設	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
最終沈殿処理施設	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七	通常	最大	七五、〇〇〇
八、六	八、六	通常	最大	九〇、〇〇〇
四七・三	四七・三	通常	最大	七五、〇〇〇
七五	七五	通常	最大	〇・八一
四五	四五	通常	最大	二
八〇	八〇	通常	最大	七〇
検出せず	検出せず	通常	最大	〇・八一
三九・二	三九・二	通常	最大	二
七〇	七〇	通常	最大	七五、〇〇〇
〇・八一	〇・八一	通常	最大	九〇、〇〇〇
二	二	通常	最大	七五、〇〇〇

山口県告示第四百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月二十一日から同年十一月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島県大竹市明治新開一番四号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 戸田工業株式会社小野田事業所
所在地 山陽小野田市新沖二丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力 (kg/時)	構造		使用の方法
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	
二六―口 (二基)	七〇	平成二〇、一 二二、一	平成二〇、二 二七、二	使用開始 年月日 平成二一、 一、五
"	"	"	"	使用時間 連続 二四時間 変動なし

備考	二六―口 (二基)	二六―ホ	二七―イ (二基)	二七―リ (四基)	二七―ヌ	二七―ヒ	二七―フ	二七―ヘ	二七―ト
「二六―口」及び「二六―ホ」並びに「二七―イ」、「二七―リ」及び「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	(N ³ /分)	(kg/時)	(kg/日)	(N ³ /時)	(N ³ /時)	(kg/日)	(kg/日)	(kg/日)	(kg/日)
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

凝集沈殿槽	種類	構造	能 (m ³ /日)	PH調整・凝集	連続使用時間	の一日使用時間	概季節的変動の要	年工着手予定	年工事完成予定	年使用開始予定	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
											水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	二七一又	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	〃	〃
〃	二七ーリ (四基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	〃	〃
〃	二七ーイ (二基)	二二	三〇	三五	五〇	九〇	検出せず	一〇	一五	三〇八	大	〃	二六・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	〃	〃
〃	二六ーホ	一〇	一五〇〇	〇〇〇	六〇	一、〇〇〇	検出せず	〃	〃	〇・二	大	〃	〇・五
〃	二六ー口	一三	二〇〇〇	三五〇	五五〇	検出せず	検出せず	一五	一五	二・二	大	〃	二・二
〃	〃	〃	〃	二〇	一五〇	一、〇〇〇	〃	一〇	〃	一	大	〃	一
〃	〃	一〇	一五〇〇	〇〇〇	六〇	一、〇〇〇	〃	〃	〃	二・八	大	〃	二・八
〃	二六ー口 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	大	〃	〇・四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	大	〃	六
〃	二六ー口 (三基)	一三	三〇	三五	五〇〇	五五〇	検出せず	検出せず	検出せず	二六・四	大	〃	二六・四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

中和槽	砂ろ過機	コンクリート製	鉄製	二、〇〇〇	一、〇〇〇	中	ろ	和	過	〃	〃	〃	〃	(既設)
-----	------	---------	----	-------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	------

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種別	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量	
		通常	最大	通常	最大
中和槽	水素イオン濃度 (水素指数)	七	八・六	〇・四	〇・六
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・六	六・二	〇・四	〇・六
砂ろ過機	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿槽	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃
種別	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃
汚水等の量	通常	八、三六〇	九、四五五	〇・四	〇・六
	最大	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
〃	七	〃	〃	〃
〃	八・六	〃	〃	〃
〃	六・二	〃	〃	〃
〃	〇	〃	〃	〃
〃	二〇	〃	〃	〃
〃	〇	〃	〃	〃
〃	三〇	〃	〃	〃
〃	〇・一	〃	〃	〃
〃	六	〃	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃
〃	〇・四	〃	〃	〃
〃	〇・六	〃	〃	〃
〃	八、三六〇	〃	〃	〃
〃	九、四五五	〃	〃	〃

一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本化薬株式会社
 住所 東京都千代田区富士見一丁目二番二号
 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 日本化薬株式会社厚狭工場

三 所在地 山陽小野田市大字郡二二〇番地
 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用時間	使用の方法
能 (l/日)	力	工事着手 年月日	使用開始 年月日
		工事完成 年月日	使用終了 年月日
		使用時間 間隔	使用の方法
		使用時間 間隔	使用の方法
		使用時間 間隔	使用の方法

三三一一イ	五〇〇	平成二〇、一一	平成二〇、二二	平成二〇、二七	連	続二四時間	変動なし
三三一一ロ	一、〇〇〇	"	"	"	"	"	"

備考 「三三一一イ」及び「三三一一ロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の量の値		汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	窒素(mg/l)	
三三一一イ	六・五	五〇	一五	検出せず	〇・四
三三一一ロ	七・五	一〇〇、〇〇〇	"	〇・五	"

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m ³)
		水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	
七	六・九	八・六	二〇	一、一八五
"	"	"	二〇	一、四三〇

山口県告示第四百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月二十一日から同年十一月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において

公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社新笠戸ドック

住 所 下松市大字笠戸島二九番地の二二〇

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社新笠戸ドック

No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目				
								通	大			
変更前	変更後 六・八	変更前	変更後 "	変更前 六・八	変更後 "	変更前 七	変更後 八	変更前 "	変更後 八・一	変更前 "	変更後 七・八	水素イオン濃度 (水素指数)
	八・五		八・五		七・八				八・三		八・三	化学的酸素要求量 (mg/l)
	一六		一六		四・八		四・六		四		四・八	浮遊物質 質量
	二五		二五		一四・四		五・四		五・二		五・八	大腸菌群数 (個/cml)
	二〇		二〇		二四		一〇		一〇・一		六・八	窒素 (mg/l)
	三〇		二〇		四六		一五		一六		三四	リン (mg/l)
	一〇〇		一〇		"	"	"	"	"	"	検出せず	排水の一日当たりの量 (m ³)
	一〇		八・六		"	四・八	"	〇・三	"	〇・二	〇・四	常
	三〇		"	一七	"	一四・四	"	〇・四	"	"	〇・七	大
	五		"	一・六	"	四・八	"	"	"	"	〇・〇三	常
	八		"	六・七	"	一四・四	"	"	〇・〇六	"	〇・〇七	大
	〇・五		"	一三〇	"	"	二七、七〇七	"	一四、七五〇	"	七、七六八	最
	〇・七五		"	一三五	"	三	"	三四、三八七	"	二二、九二七	一三、四七四	大

所在地 下松市大字笠戸島二九番地の二二〇
 三 特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸
 又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十号の廃油処理施設
 四 変更しようとする事項の内容
 排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 11 排水口	No. 10 排水口	No. 9 排水口	No. 8 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
六・八		六・八		六・八
八・五	六	八・五	六	八・五
一六		一六		一六
二五		二五		二五
一〇		八〇		一〇
一五		九〇		二〇
二〇〇		二〇〇		一〇〇
一〇		一〇		一〇
三〇		三〇		三〇
五		五		五
八		八		八
二		五		三
三・五		三・五		七・五
				七・五
				五

山口県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年十月二十一日

市町名 萩市
 施行地区 福栄地区
 事業の種類 ほ場の整備
 山口県知事 二井 関成
 同意年月日 平成二〇、一〇、一〇



(四〇八) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所名称	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社セービング	株式会社セービング	下関市小月宮の町七番三三〇号	株式会社セービング	下関市小月宮の町七番三三〇号	居宅介護	平成二〇、一〇、一〇
サンキ・ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター一丁目一六一番一〇号	サンキ・ウエルビー山口	山口市吉敷四五六一の三	居宅介護	平成二〇、一〇、一〇
サンキ・ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー株式会社	防府市栄町二丁目二番二九号	サンキ・ウエルビー防府栄	防府市栄町二丁目二番二九号	居宅介護	平成二〇、一〇、一〇
サンキ・ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー株式会社	岩国市麻里布町四丁目一六番二〇号	サンキ・ウエルビー岩国中	岩国市麻里布町四丁目一六番二〇号	居宅介護	平成二〇、一〇、一〇
サンキ・ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー株式会社	柳井市南町一丁目八番四号	サンキ・ウエルビー柳井	柳井市南町一丁目八番四号	居宅介護	平成二〇、一〇、一〇

G動 F法 人E利 活	特定 非営利 活	園動 法人 つば き	特定 非営利 活	G動 F法 人E利 活	特定 非営利 活	支 援セ ンタ ー	動 法人 子育 て	特定 非営利 活	"	"	"	"	"	"	社 ル ビ ン ギ 株 式 会 社	サ ン キ ・ ウ エ	株 式 会 社 セ ー 	"	"
三九六の三	"	四の一	三九六の三	三九六の三	萩市大字江崎	四一五七	山口市小郡上郷二五〇の	"	"	"	"	"	"	"	号丁工 目セ 一タ 番一 一六	広島市西區商	下関市小月宮の町七番三三	"	"
のんきな農場	萩市障害者福祉園	萩市障害者福祉園	ばすけつと	ばすけつと	子育て支援センターしらす	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	株式会社セー	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ
三九六の三	四の一	三九七の三	山口市鑄銭司	山口市鑄銭司	山陽小野田市	一五番二八号	米三〇三の	周南市大字久	柳井市南町一丁目八番四号	岩国市麻里布	防府市栄町二	山口市吉敷四	下関市小月宮	山陽小野田市	周南市大字久	米三五〇三の	米三五〇三の	米三五〇三の	米三五〇三の
"	行支援	就労移行支援	児童サービス	児童サービス	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

G動 F法 人E利 活	特定 非営利 活	園動 法人 つば き	特定 非営利 活	G動 F法 人E利 活	特定 非営利 活	支 援セ ンタ ー	動 法人 子育 て	特定 非営利 活	"	"	"	"	"	"	社 ル ビ ン ギ 株 式 会 社	サ ン キ ・ ウ エ	株 式 会 社 セ ー 	"	"
三九六の三	"	四の一	三九六の三	三九六の三	萩市大字江崎	四一五七	山口市小郡上郷二五〇の	"	"	"	"	"	"	"	号丁工 目セ 一タ 番一 一六	広島市西區商	下関市小月宮の町七番三三	"	"
のんきな農場	萩市障害者福祉園	萩市障害者福祉園	ばすけつと	ばすけつと	子育て支援センターしらす	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ	株式会社セー	サンキ・ウエ	サンキ・ウエ
三九六の三	四の一	三九七の三	山口市鑄銭司	山口市鑄銭司	山陽小野田市	一五番二八号	米三〇三の	周南市大字久	柳井市南町一丁目八番四号	岩国市麻里布	防府市栄町二	山口市吉敷四	下関市小月宮	山陽小野田市	周南市大字久	米三五〇三の	米三五〇三の	米三五〇三の	米三五〇三の
"	行支援	就労移行支援	児童サービス	児童サービス	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

「独立行政法人国立病院機構山陽病院」を「独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター」に改める。



山口県公安委員会告示第四十八号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十年十月二十一日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所

日	時	場	所
平成二〇、一一、二二	午前九時から午後〇時まで	山口市仁保下郷一四五九番地	山口県警察学校

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)(附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)(第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)(に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)(

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年十一月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十年十月二十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）